

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
許 認 可 等 名	徳島市天狗久資料館の資料の特別利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市天狗久資料館条例	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	天狗久顕彰会（連絡先は社会教育課（電話 621-5566）までお問い合わせください。）	
審 査 基 準	<p>徳島市天狗久資料館条例 （資料の特別利用）</p> <p>第6条 学術研究等のため、資料の撮影、模写、模造等（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に天狗久資料館の管理上必要と認められる条件を付すことができる。 （特別利用の承諾の制限）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 資料の保存に悪影響が生じると認められるとき。 (2) 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p> <p>徳島市天狗久資料館条例施行規則 （特別利用の承諾）</p> <p>第2条 条例第6条の天狗久資料館資料の撮影、模写、模造等（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、徳島市天狗久資料館特別利用承諾申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、特別利用を承諾したときは、徳島市天狗久資料館特別利用承諾書を交付するものとする。 （特別利用の取消及び内容の変更）</p> <p>第3条 特別利用の承諾を受けたもの（以下「利用者」という。）が、特別利用することができなくなったときは、前条第2項に規定する承</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 即日</p> <p>（設定しないものについてはその理由）</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審査基準

基準

諾書，その他，指定管理者が必要と認める書類を添えて，速やかに，その旨を文書で指定管理者に届けなければならない。

2 利用者が特別利用の承諾の内容を変更して利用するときは，指定管理者の承諾を受けなければならない。この場合における承諾の手続きは，前条の規定を準用する。